

平成24年第2回永平寺町議会定例会議事日程

(9日目)

平成24年6月20日(水)

午前10時00分開議

1 議事日程

- 第 1 一般質問
- 第 2 承認第 2号 平成23年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について
- 第 3 承認第 3号 平成23年度永平寺町介護保険特別会計補正予算の専決処分の承認について
- 第 4 承認第 4号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 第 5 承認第 5号 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 第 6 承認第 6号 平成24年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について
- 第 7 承認第 7号 平成24年度永平寺町上水道事業会計補正予算の専決処分の承認について
- 第 8 承認第 8号 損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について

2 会議に付した事件

- 第 1 一般質問
- 第 2 承認第 2号 平成23年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について
- 第 3 承認第 3号 平成23年度永平寺町介護保険特別会計補正予算の専決処分の承認について
- 第 4 承認第 4号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 第 5 承認第 5号 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 第 6 承認第 6号 平成24年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について

認について

第 7 承認第 7号 平成24年度永平寺町上水道事業会計補正予算の専決処
分の承認について

第 8 承認第 8号 損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について

追加日程第 1 議案第46号

永平寺町防災行政無線整備工事の請負契約締結について

追加日程第 2 議案第47号

永平寺町健康福祉施設新築工事の請負契約締結について

3 出席議員（17名）

1番 小 畑 傳 君

2番 滝 波 登喜男 君

3番 金 元 直 栄 君

4番 齋 藤 則 男 君

5番 長 岡 千恵子 君

6番 原 田 武 紀 君

7番 川 治 孝 行 君

8番 川 崎 直 文 君

9番 多 田 憲 治 君

10番 上 坂 久 則 君

11番 長谷川 治 人 君

13番 松 川 正 樹 君

14番 渡 邊 善 春 君

15番 伊 藤 博 夫 君

16番 上 田 誠 君

17番 酒 井 要 君

18番 河 合 永 充 君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席したものの職、氏名

町 長 松 本 文 雄 君

副町長	田中博次君
教育長	青山慶行君
消防長	中村勘太郎君
代表監査委員	小山和男君
総務課長	布目洋一君
企画財政課長	小林良一君
監理課長	南部顕浩君
建設課長	山下誠君
農林課長	河合淳一君
永平寺支所長	酒井暢孝君
上志比支所長	清水満君
福祉保健課長	長谷川斉男君
住民生活課長	市岡栄二君
環境課長	椛山勇君
会計課長	加藤茂森君
子育て支援課長	伊藤悦子君
税務課長	山田和郎君
商工観光課長	酒井圭治君
学校教育課長	末永正見君
生涯学習課長	長谷川伸君
町立図書館長	中村耕夫君
上水道課長	山本清美君
下水道課長	酒井篤男君
健康福祉施設整備室長	山田幸稔君

6 会議のために出席した職員

議会事務局長	南部辰夫君
書記	山田孝明君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（河合永充君） ただいまの出席議員は17名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力お願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 一般質問～

○議長（河合永充君） 日程第1、きのうに引き続き一般質問を続行します。

2番、滝波君の質問を許します。

2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 一般質問の最後になりましたが、私のほうから4点について質問をさせていただきます。が、最後になりますとかなり重複のところがありますので、重複はできるだけ避けて質問させていただきますが、ちょっと忘れてらごめんなさいということで、よろしく願いいたします。

4つですけれども、1、生命と財産を守る消防署の統合計画こそ早急に進めるべき。2、集団登校の子供たちを守るために。3、健康福祉施設、年間利用者数6万6,300人達成のための秘策は。4、大本山永平寺の観光客減少の原因を探れ、ということですが、順番を4番と3番を入れかえさせていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

まず、生命と財産を守る消防署の統合計画こそ早急に進めるべきということですが、詳細については、2つ項目を掲げさせていただきました。まず、町長は以前より3署体制は住民の身近なところに消防署があるという安心感を持っていただけということ、今まで3署体制を維持をしてきました。そのことは住民にとって、とって大事なことである一つだと思っております。そして、ことし4月から2署体制に移行しましたが、3月に住民説明会を実施したということです。その中で、多分、不安視する声も聞かれたのではないかなというふうに思っております。

今議会の質問の中には、5月にやりました議会と語る会の住民からの生の声をさまざまな議員がさまざまな課題について質問をさせていただいております。実は、重複をするわけなんです、長谷川議員の質問の中にありました。4月に起

こった越前鉄道の事故で負傷者が出て消防に通報したが、いつまでたっても救急車が来ない。説明会では、この現場は谷口地区か光明寺地区だったと思うんですが、説明会では、上志比支所から到着時間が5分程度で来る、カバーできるというふうに聞いているが、実際は遅かったということでありました。また、救急車は道を間違えてきて、松岡本署から来たレスキュー車のほうが早かったというふうに不安な面持ちで我々に訴えかけておられました。

消防長の答弁で、ある意味では誤解を解けた部分もあるわけなんですけど、遅れたのはたしか1分程度ということでありまして、救急車、レスキュー車の順に到着したということでもあります。

これは何を言いたかったかといいますと、このように火事や救急車の際には1分、あるいは2分でも待っている人にとっては5分にも10分にも長く感じるのではないのでしょうか。それほど、身近なところにあるにこしたことがない消防署だろうというふうに思います。

しかし、職員数あるいは将来の広域化を見据えると統合せざるを得ないというのも現実の問題であります。それを住民にご理解いただくためには、より近代的な最新鋭の設備でそこを補うと、1署体制にして補う、統合して補うということが必要なのではないのでしょうか。近い将来、1署体制にする過程の中での現在の2署体制です。暫定的なものです。この暫定的な期間はできるだけ短いほうがよいと思われませんが、いかがでしょうか。

○議長（河合永充君） 消防長。

○消防長（中村勘太郎君） 答弁させていただきます。

まさしく、議員仰せのとおりで、さまざまなご心配をなさっておられることと存じます。我々といたしましては、現在の1本署1分署体制をさらなる効率性を高め、また住民の高度なサービスを提供するためにも、今後も地域住民はもとより、議会にご説明を申し上げ、ご理解を得ながら庁舎の位置、道路アクセス状況、また消防無線基地局にも最も適した場所で既存の建物を利活用させていただき、消防救急デジタル無線開設の平成28年4月には高機能指令装置の導入を消防本部消防署として考えているところでございます。

また、永平寺町の防災拠点として最大限地域住民の安心安全を確保する施設として、我々プロの目線で、また若手職員の意見を強く尊重し、消防職員で構成する消防統合プロジェクトチームにて確実に計画を進めていく所存でございます。また、検討結果ができ上がり次第、町部局及び町議会にお示ししたいと考えてお

りますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（河合永充君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 今の質問趣旨ですが、いわゆる2署体制は暫定的な期間でしょうと。今、今議会で消防の1署体制、統合計画については永平寺支所で28年に耐震化を進めて1署体制にするということの答弁であります、やはりこの暫定的な期間はできるだけ短いほうがいいというのが私の質問の趣旨なんです、これはなぜ28年というところになってしまうのでしょうか。

○議長（河合永充君） 消防長。

○消防長（中村勘太郎君） 今、暫定ということで1本部1署体制28年の構築でなくて、もっと早くしたほうがよかろうということでございますけれども、これにつきましては、デジタル無線の整備工事があります。これが28年の5月に切りかえということで、それに沿って次年度の25年には整備設計計画、また26、27年に本工事ということで、今着々と県下まとまって進めておるところでございます、それに沿って、一日も早くするのはいいんですけども、その基地局とかそういったものを、調査結果が出ました。それらを構築するためには、やはり、その体制を住民、また議会にご理解いただいてからそういった工事に、並行しながら進もうということにも相なります。

デジタルの後になりますと、またそういった工事のバランス、そういった諸々がうまくできないというんではないですけれども、なお経費がかかる。また後付けになりますと。ですから、それに並行していったほうがよろしいんじゃないかなということで、今、そういうような並行してお願いすることでございます。

○議長（河合永充君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） じゃ、ちょっと県下の状況を聞かせてほしいんです。私もあんまり知らないんですけども。近くに消防署を建てかえるというところはございませんか。たしか、嶺北消防ぐらいになかったかなと思うんですが。

○消防長（中村勘太郎君） 今現在、消防本部署でなしに消防署を建てかえる計画を今しているところは福井消防局の中消防署です。体育館のところ、それが今、今年、次年度というように施行されております。

また、嶺北消防本部の本部でなしに消防署です。芦原消防署と金津消防署が統合しまして、今建設にかかっているというような実情があります。以上です。

○議長（河合永充君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） それは本署でないからデジタル無線とは関係ないというこ

とになるんですかね。

○議長（河合永充君） 消防長。

○消防長（中村勘太郎君） はい、そのとおりでございます。

○議長（河合永充君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） それじゃ、意見だけ。

先ほどのえち鉄の話じゃないですけども、やはり、特に2署体制になりますと、永平寺地区の方がやっぱり不安げな心をお持ちなので、できるだけ最新鋭のというふうには私は思うわけなんですけど、そういう事情もあるのならばなかなか難しいのかもわかりませんが、ぜひ、補うようなことをやっていただきたいなと。また、先ほどの誤解をされている部分も多々あるみたいなので、ぜひそれも解消していただくように努力していただきたいなと思います。

それでは次に、統合される消防署についてであります。今議会で永平寺支所を耐震化してというふうには消防の統合計画の一部が発表されましたが、位置や庁舎については、先ほど消防長から報告がありましたとおり、若手の職員でもってプロジェクトチームをつくって意見を出し合いながら決めてきた案であるというふうには言われておりました。私はそれも尊重しなければならないと思っております。位置については、昨日の消防長の答弁から、本町の中心地、あるいは中部縦貫道路、機能補償道路にスムーズに行けるという点等々、4つほどの理由でこの永平寺支所ということでここにという答弁をされておりました。がしかし、建物についてであります。これは、金元議員も言われておりましたが、開発センター、40年代の建物を耐震化してということは、ある意味では町民の理解は得られないんじゃないかなと、私は思っております。

そこで、耐震化について少し調べさせてもらいましたが、通常、耐震診断する場合、IS値が出てきます。それによってAからEのランクに分けるわけなんですけど、通常0.7以上ですと安全であるというふうには言われております。ただ、建物に必要な強さを地盤や用途に応じて補正した数値、いわゆるISO値というものが消防あるいは消防庁舎あるいは学校、それぞれの建物によって違うはずなんです。それで、消防庁舎については通常ISO値を出すのに用途指数というものを加えます。掛けますということなんですけど、用途指数。重要な施設については割り増しをして強度を、耐震化を高めるというやり方らしいんですけども、これは国も指針を出しておりますし、県も出しております。多分、消防については1.2以上用途指数を掛けなさいというふうになっているわけなんですけど、それ以上です

と各自治体によって決めなさいということになっております。

例えば、今回開発センター並びに永平寺支所を耐震化する場合、この用途指数というのは幾らぐらいに設定をする予定になるんですか。

○議長（河合永充君） 管理課長。

○監理課長（南部顕浩君） 私、聞いておりますのは、先ほど言いました0.72。

これがクリアする数字でございますが、これの1.2倍、0.864がクリアするというふうに聞いております。

○議長（河合永充君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 地域指標というのは、本町は1.0でいいんですかね。

○議長（河合永充君） 監理課長。

○監理課長（南部顕浩君） この本庁舎ということでございますか。支所のことですね。支所も同じく0.864にするというふうに。

○議長（河合永充君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 指標というのがあるんですけれども、県内各地に揺れやすさの数値ということで、1.0から揺れがひどいというか、多分、地盤がやわらかいところでは1.2とかとするらしいんですけれども、まあいいです。その用途指数1.2、多分これは最低のところだろうと思うんです。消防ということになれば、強いところだと1.5を掛けております。そうしますと、ますます耐震化の費用がかかってくるということがあります。

それで、要は耐震化診断もしていませんし、設計もしていないのでどれだけ耐震化に費用がかかるかはわからないというのが現実だろうとは思いますが。ただ、私を感じるにはかなりかかるだろうと。ある意味では建てるぐらいにかかるんじゃないかなというふうに感じております。それが1点。

それと、もう1点は、昨日監理課長は耐震化すると建物は20年、30年長くもちますよと言っておりますが、耐震化と耐用年数は全く関係ないはずで。耐震化すれば耐用年数が伸びるということは全くないんですから、わざわざそこまで40年代の建物を耐震化して、そして今消防に使うよりも、新しく新設をして、新しく建てて、より長く使ったほうがいいと私は思います。そのほうが町民の血税を使うのには、そのほうが私はいいと思います。それが2点目。

それともう一つ。3点目は、要するに使い勝手がいいか悪いかなんですね。新しく建てるということは使い勝手がいいはずで。当然、消防職員のいろんな意見を、現場の声を聞きながら設計していくわけですから。ただ、今ある建物を耐

震化をして使うということは、要らないところに壁をつくらなければならないとか、ということが出てきます。そうしますと、本当に使い勝手がいいものになるのかどうかということです。特にあそこは、開発センターは支所と隣接をしています。そうすると、隣接面のところには外付けの耐震化というのはなかなかできないはずで、そうすると、おのずと中付けをやっていかなければなりません。そうすると、要らないところに壁をつくったりとかというのをしなければならなくなると、やはり使い勝手が悪くなると思います。ですから私は同じ、同じって金額は違うと思いますが、どうせかけるなら新設をして長く、そして使い勝手のいいものをつくるべきだろうと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（河合永充君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 今、耐震の診断をして、耐震の状況が出てくるとは思いますが、これまでも申し上げているように、例えばこの庁舎は34年の建物なんです。それで、これまで申し上げているようなことでやっています。

もう一つは、これは専門家が10人ぐらいでどういう形にするかということを厳密にこれはやっておりますので、普通の人何か意見を言うてやるようなあれではありませんので、そこだけはまず押さえておいてもらわなあかんところです。

それから、これからそういうのが出てきまして、補強計画なんかも出てくるとは思いますが、やはりそういう人にもよりますし、いろんなことも考えて計画が出てくるとは思いますが、今議員がお話しされているようなことも含めてそれは当然考えていかなければならないということでもあります。

きのうも申し上げましたように、新しくという、今お話にもありましたけれども、やはり、ここへ、これからですけれども、建てたいという考えを持っていますのは、申し上げましたように416が東西にあって、そして大体上志比から永平寺、松岡のところ、その中心的なところがその416に入っていると。あるいは、例えば御陵とか吉野とか、あるいは北地区とか。それから、いろんなところが入っていないところもあるんですけれども、それは道路によって少しでも早く消防待機所や救急待機所を確立していこうということですので。その建物が、補強計画をしてあかんような補強をしているのはあかんのですけれども、それは利用できる補強をちゃんとしますので、そういうことはこれからのことだと思います。ただ、それによって、今、新しい場所を求めるとかということとまたちよつと違うと思いますので。それは、完全に今の建物を補強した場合には、そこは消防署として十分活用できるということとやるということですので。これも、ちゃ

んと専門家に見てもらってやるということですので、今のようなお話はお聞きはしておりますけれども、それは当然そういう話はちゃんとなつて出てくると思います。

○議長（河合永充君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 位置については理解しているつもりです。私は。位置については何も言ってないです。

ただ、開発センターをどうせ使うなら、あそこを建てかえをすると。消防庁舎として建てかえをするというのがいいんじゃないですかというふうに言ってたんです。今の論議は、理由は聞いていただいたとおりなんですが、要は、一番は本当に耐震化しても耐用年数は変わりませんよと。それよりも新設して長く使わなければならないんじゃないですかということ述べているんですが。それはどうですか。

○議長（河合永充君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 位置のお話は今お聞きしましたことでありますけれども。これ耐震化して補強計画をして、それは通常の形にするということですので、それは十分消防庁舎として活用できる、使用できる、そういう建物にしなければならないと思っておりますし。いろいろ指令センターの話もありますし、それから車庫もつくりたいと思っております。これも8,000万円ぐらいかかると思いますが。だから、そういういろんなことを含めて耐震の補強工事と、それから指令センターと相当お金はかかってくると思いますが、特にやっぱりこういう中心的な場所でありますので、ここでそういう統合した建物にしたいということで今考えているというか、これからきちっとして進めなければならないと思っておりますが、今はそういう状況なんです。だから、その建物が診断をしまして、どういう形に出るか。建物がそれぞれ違いますので、今ここで、この46年の建物がどうかとか、それから支所のほうは54年ですけども、どうかとかというのは、それは診断の結果を見なければならないと思っておりますし、そういうところでいろんなことが、どういうんですか、補強計画なんかもいろいろなことが出てくると思っておりますし。それは、とにかく申し上げましたけれども、専門家に見ていただいて、きちっとグループでそれぞれきちっとして、どういうことをやるかということはこれから出てくると思っています。そういうことも見て、十分対応していきたいと思っております。

○議長（河合永充君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 専門家に見てということは、当然耐震化して使えるようにという、前提の中での話だろうと思いますので、それは、専門家はそれなりのことをおっしゃるんだろうと思います。

最後になりますけれども、意見だけ言わせていただきますが、消防の統合については、議会も率先して議論をしてやっていこうということになっております。それは、すなわち、住民の命と財産を守るための消防であります。ですから、統合するということは、先ほど町長の言葉を借りますと、身近な消防が身近でなくなる、より遠くなるということになるわけですね。要するに、今3署体制から1署体制になるわけですから、近い消防が遠くなるという住民が圧倒的に多いわけですよ。

ですから、そのことを統合するということになったら、それなりのことをやりしななければならないと思っております。ですから、それなりのということは、当然、耐震化もそうですけれども、長くその場所で消防活動をしていただきたいと、消防の拠点になってほしいということがあります。

それと、2つ目には、広域化にもありますが、広域化の中で、ある意味では生き残りをかけて消防をつくらなあかと議会は思っております。ということになりますと、当然耐用年数が少ないのは広域化になったときにどうなるんかという不安は非常にあります。やはり、耐用年数の長い、きちっとしたものがあれば、例えば広域化になったときに隣の町から、市からいろんなことを言われてもまだまだ使える財産ですよと言うことができ、残れることができると思っております。

それと、3つ目には、やはり合併したのですから合併特例債という有利な財源をここに使わなければ一体どこに使うんやろうというのが住民の率直な意見だろうと思います。そういったことで私はぜひ、位置については理解したつもりですけども、あの場所での新設をということをややはり意見として言わせていただきたいと思っております。

次行けばいいですか。

○議長（河合永充君） 消防長

○消防長（中村勘太郎君） 今、議員のほうから広域化になるときの、今こういうふうな構築していった、また改築し、強化し、消防を構築するわけですね。例えば、そういった場合に広域化の話が進んで、永平寺町の消防本部につきましては、そういったものものは設備とかそういったものは建てかえは難しい。そういった広

域の範囲内で、永平寺は庁舎が古いからそこは除かれるんじゃないかなろうかと、消防が吸収されるんじゃないかなろうかというようなご心配ですけれども、消防は市町村の消防組織で運用していますから、永平寺町が、また例えば合併すれば、福井市または隣、そこらと合併すれば、それはまたそういった管轄のそこで話問われることですけれども、今、永平寺町があるんですから、そこは絶対消防本部が、消防署がなくなるわけではないです。広域が進んでいっても枠組みの中では絶対に残ります。どんな消防本部でも。消防力が減じることがなく広域化を進めるというところに方針はなっておりますので、そこら辺はご心配なさらないでお願いしたいと思っております。

○議長（河合永充君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 今、広域化のお話が出ましたけれども、広域化といいますのは、建物がどうのこうの、どこどこと、こういうことで広域化ではありませんので。その全体的にそれぞれの単独の消防でやっていることが、やはりこれからはさまざまな災害があつて、あるいは、いろんな力が総合的に発揮できる対象をつくっておこうということで、あるいは、そういう広域化の中で一番大きなのは、よその消防にもみんなが応援したいという、そういうふうなことが広域化の大きな条件です。例えば、そういうこともありますし、例えば、はしご車なんか、うちなんかも2台とかいろいろありますけれども、はしご車なんていうのは何十億ってしますのでなかなか買えませんけれども、それは広域化によって福井市からすぐ行ける。そういうことをするのが広域化ですので、この建物が今まであつた、あるとか、そういうことは一切関係ありませんので。広域化はみんなでその地域を支えようと。単独で支えることがこれからの大型の災害に対応できることがあるんで、そういうことをみんなでしようというのが広域化の大きな役割といいますか、考え方ですので、今の話とは全然違うと思っております。

○議長（河合永充君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 私の取り越し苦労だったらいいんですけれども、将来何が起こるか分からないという中で不安視をしているわけでありまして、県内の消防、先ほど消防長から言われたとおり、福井市の中署ですか、それと嶺北消防の芦原と金津を統合して支所をつくると。多分、2つとも新設だろうと思っておりますけれども、やはり、方向的には新しいものをつくって、しっかりしたものをつくろうという流れだろうと思っておりますよ、これは。ですから、本町においても、ぜひ新設ということを考えていただきたいという意見であります。

次、集団登校の子供たちを守るためにということではありますが、これも昨日来から質問されておりますので重複をさせていただきたいなと思っております。

まず1点。集団登校でいろいろ行政あるいは警察、そして学校と、教育委員会がイニシアチブをとりながら登校路の総点検、あるいは危険箇所をチェックしてきたんだろうと思いますが、数値的にはどうなりましたか。いわゆる、通学路を変更したところが何カ所、あるいは危険箇所というのはどれくらい今回の調査で出てきましたか。

○議長（河合永充君） 学校教育課長。

○学校教育課長（末永正見君） お答えをさせていただきたいと思えます。

ただいまのご質問は、点検の結果を知らせてほしいということでございます。これにつきましても、昨日来、ご説明させていただいたかと思うんですけども。まず、危険箇所。日ごろ、毎年危険箇所の点検はやっておりますし。

○2番（滝波登喜男君） 数字だけでいいです。

○学校教育課長（末永正見君） 点検の結果につきまして、車道と歩道の区別がないもの4カ所です。それから、歩道の幅が児童生徒の通行に十分でないということで1件。それから、遮断機のない踏み切りがあるということで1件。見通しが悪いということで2件、交通量が多いということで9件、その他というようなことで危険箇所の点検後の報告が上がっております。

以上です。

○議長（河合永充君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） それに基づいて行政でできるところはぜひやっていただきたいと思えます。今回の集団登校の子供たちを守るために、大きな事故が連続して起こり、何の罪もない子供たちが犠牲者になったというところでもあります。子供を守る責任は私たち大人にあります。そういった点で自動車がスピードが出せない道路をやはりつくるべきだろうと、視点を変えてですが、というように思っております。

これも議会と語ろう会で多くの会場で出されましたが、国道や県道などが朝渋滞していたら、その迂回路と言うんですか、抜け道と言うんですか、そういったところで、いわゆる町道を走り抜けていくという箇所が多分3地区それぞれあったというふうに私は聞いております。

そういったことではありますが、実は、交通事故について少し調べさせていただきました。2011年の交通事故の死者は全国で4,612人で、ピーク時の3

割以下になっているという。要するに、交通事故は少なくなっているというのが現実であります。11年連続して減っておりますが、ただ、欧米では交通事故による死者はドライバーが40から50%を占めているのに対して、日本では歩行者が36.2%とドライバーの19.4%に比べて極端に多いという結果になっております。また、交通事故全体では、市町村道が44.7%と最多で死亡事故も一般国道とほぼ接近して数値が出ております。

では、本県ではどうかということですが、平成23年の事故発生件数3,401件で前年度より223件減少しております。本県は、道路別で事故状況を見ますと、市町村道が38.1%とトップで、国道が24.8%というふうになっております。

じゃ、本町はどうなっているか。昨年の事故発生件数73件です。22年よりも3件ふえております。人身事故は、ドライバー1,000人当たり5.6件とワースト4です。県下の中で。このようなことを考えると、やはり道路をつくるに当たってはドライバーの側に立ったものとなっていて、歩行者優先であるべき生活道路が抜け道と利用されて、集団登校という日本独特の習慣もあり、それと相まってやはり危険な道路となってしまうということではないでしょうか。今後、歩行者の目線で道路を整備する必要があると考えております。

そこで、建設課長にお伺いしますが、建設課長の答弁でもいろいろ考えているというようなお話もいただいております。他の自治体では道路に段差をつけたり、あるいは蛇行運転をわざとさせるようなことをしているということで、ドライバーが歩行者に注意を払うような運転をせざるを得ない道路を整備しているということでもあります。ただし、本町のような雪国では、除雪という作業に大きな支障がありますのでなかなかそういったことができないということですが、本町の御陵小学校の前にグリーンサイドゾーンというんですか、いわゆる両側1メートルぐらいか、0.75か、緑色になって、いわゆる歩行者あるいは自転車の方の優先地というふうになっております。ああいったことをもう少し進めるべきではないかなと思っております。

そこで、あの緑色の効果ですけれども、やはりドライバーに道幅が狭いという心理的な影響を与え、そしてスピードを落とすという効果があるようです。ただし、それをいたるところにはできないと思うんですが、ただ、町道の多くは路側帯がほとんどないんだらうと思うんですね。町道では、路側帯は町道の権限でつくられるんかどうかはわかりませんが、路側帯も3種類ほどあるんで

す。ただ線が引いてあるのと、実線と破線、点々ですね、実線と破線があるやつと。それと、二重線だったと思いますが、それぞれ意味が違うらしいんですけども。そういった路側帯をつくるだけでドライバーも割とスピードを落とすんでないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（河合永充君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 速度の抑制対策としては、今ほど議員さんがおっしゃったように、いろんな手法があろうかと思えます。今おっしゃったように、小学校付近での通学路の歩行者優先のグリーンゾーンや、あるいは、キッズデザイン事業で交差点付近の段差舗装を実施しております。そのほか、車道幅員を狭くすることにより、これも減速を促す方法。あるいは、これは追い越し禁止を規制をするためというんすか、追い越し禁止をすることによって速度が抑制できるのではないかと考えております。

通学路における集団登校の児童を守るには、やはりそういうような道路の状況などの調査もして、それで交通標識も一つには効果もあると思えますし、速度抑制対策のそういうようなものを組み合わせながら整備する必要があるかと思えます。

実施につきましては、公安委員会、当然永平寺警察署等々、関係機関との協議をしていかなければできないこととなっております。

それと、路側帯につきましては、やはり、車道幅員によって、例えば0.75必要とか、そういう構造例上もございますので、そういうものについても今の現況の道路幅員が、まず車道幅員を確保するというのが通常には道路をつくる場合、新設する場合、そういうふうな形で路側帯をつくるというような流れになっていきますが、現況の道路にどこまでそれができるかどうかというのは、今後、調査をしていかなければならないというふうに考えております。やはり、大事な子供さんの安全ですので。先日も学校教育課のほうからもお話がありましたが、立ち会いもされているということも含めて、今後、建設課もそちらのほうと一緒に安全を確認をしながら前向きに調査をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 今の現況の町道に路側帯をつけると、住民の方は逆に嫌がる方もいらっしゃると思うんです。いわゆる、駐車ができないんじゃないかという。白線、実線が1本だけなら歩行者が通れるだけを残して駐車できるというこ

とになっているみたいなので。そういったことで進めていただきたいなと思います。

それで、もう1点。先ほど抜け道の問題があったんですけれども、これは総務課長になるのかわかりませんが、いわゆる時間帯で通れないところがありますよね。朝の時間帯。あるいは、よく言われる御陵の渡新田なんかも抜け道としてなっているとかありますけれども、そういったことの対策って何かございませんか。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 通学路を安全にするための取り組みといたしまして、昨日あるいは一昨日もお答えをさせていただいておりますけれども、やはり道路交通法上の取り締まりの強化に加えて、やはり危険な通学路の把握、そしてそれを改善するということが大事でございます。そういった意味で町としてそういった箇所を完全な把握と、そして警察署によります取り締まりの強化。町といたしましては、ドライバーあるいは子供たちの双方がやはり注意をします。ここは危ないよということが目でわかるように、看板等の設置で注意を喚起すると。そういうことを、やはり進めていかなければならないというふうに思っております。侵入禁止のところを乗り入れてしまうと、こういう者については、これはやはり取り締まりを十分強化していかなあかんということでございます。

○議長（河合永充君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 本当に子供を守るのはやっぱり大人の責務でありますし、ぜひ行政でできるところはやっていただきたいなと思います。

次の質問に移ります。

永平寺の観光客減少の原因を探れということでもあります。これも昨日上田議員の一般質問の中で商工観光課長が答えられておりました。永平寺の観光客は60万人前後を推移している。ただし、昨年、23年は東日本大震災などで若干減っているというふうに言われておりましたが、多分、県の観光振興課が毎年出している観光客入れ込み数という統計があるんですけれども、多分、それを見て答弁されていたのではないかなというふうに思いますが。それを見ますと、本当に私も初めて大きなショックを受けたんですけれども、県全体の観光客は23年で2,310万8,000人、22年度は2,534万2,000人で、やはり23年は震災の影響があったと思います。前年度比で91.2%と減っております。ただし、23年は別といたしまして、ここ18年から5年間は着実に観光客が伸

びているという状況もあります。

そこで、この永平寺の観光客の入れ込み数ですが、23年は56万4,000人、昨年は62万7,000人ですから約90%前年比であります。5年前の18年は69万2,000人でありますので12万8,000人減っているというふうになります。しかも、5年前の18年は県下17市町のうちワースト4位でした。観光客の入り込み数。それが、23年度はワースト2位、2番になりました。最下位は池田町です。池田町とはかなり差はありますけれども、ワースト2になってしまったというのは、これはちょっと大きなショックではないでしょうか。大本山永平寺という全国でも名の知られている歴史文化資源を持つ本町が県下の中で下から2番目という現実をどうとらえるのでしょうか。私は大きなショックを受けたんですけれども。まず、その感想はどんなものでしょうか。

○議長（河合永充君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 観光客が減っているということでありまして。そのとおりでありますけれども。これは県の統計といたしますのは、いろいろな、それぞれの市と町がご自分のところの観光客の数字を出しておりますが、永平寺町の場合は永平寺のお寺しか出しておりません。例えば、吉峰寺もありますし、それから旅行村もありますし、それからアユ釣り客も6万人ほどありますし、それからイベント、みんなよそは入れてありますので。永平寺町はお寺だけの拝観の数だけきちっと入っている数字ですので。確かに、5年前、六十何万、減っているんですけれども、そこはちょっと一緒にしてもらおうと困ると思うんです。例えば、芦原温泉なんかは、芦原温泉は必ず泊まりますから人数わかりますけれども、東尋坊にしても、それからよそのところはいいんですけれども、鯖江市のつつじも何カ所って入るところありますし、どうやって調べているのかなと思いますし。それから、恐竜はこれ拝観料決まっていますから。それであとのところはわからんのですけれども、相当勝山なんかいろいろな数字が入っています。大野なんか去年は築城400年祭ってありましたが、これも減っています。前の年よりも。だから、いろんな分析をせんと、一概にワースト2位とかって言うてもらおうとちょっと困りますので。うちのほうは、本当にここしか出していませんので。ほかはもっともっと数字的にはいろいろなことがありますので、そういう5,000人も含めて出しているところもありますし。そういうところ出していないので、そういうことです。

実際、確かに減ってきていますので、感想から申し上げますと、非常に減って

きています。きのうも商工観光課長が答弁していましたように、テレビの影響もありますし、それから、イベントの影響もあります。いろいろなことがあると思います。今、旅行というのも、申し上げましたようにバス旅行から家族旅行といえますか、車でも1台に2人ぐらいしか乗っていませんので。今までは何台でバスが来て、そういうところ来ていますので、そういうことの違いがあります。それで、安近短という話もありましたし。

ちょっと調べましたのは、ほかのことでまた恐縮なんですけれども、日光東照宮、これは600万人来ました。昭和の終わりぐらいまでは。恐らく、いろいろ観光客、減ってきたんですけれども、僕が東京にいましたときには200万人と言いましたので、600万人が200万人になっております。

それから、この間、これは日光市ですか。栃木県の日光東照宮ですから。県庁に聞きましたら、去年は160万人。この間テレビを見ていましたら、地震で、栃木県ですから福島やいろいろなところがあって、ことしは120万人なんです。23年度は。600万が120万なんです。それはもういろいろあると思うんですけれども、なかなかこれからはどうやってしてそうやって観光客に来ていただくかというのは非常に大事なのでいろいろそういうような受け皿もつくっておかなあかんと思いますし、いろんな宣伝もせなあかんと思いますので、そういうことも、これから永平寺の門前の総合整備もしましたし、電車の跡地もありますし、いろいろなことあります。それから、そういう石川県の加賀市と、あるいはこちらの嶺北の市で宗教文化の協議会もつくって、ことしから東京でそれで観光客を入れようという話もあります。いろんなことをことしもやっています。修学旅行の誘致とか体験学習の誘致なんかも市町村の教育委員会にもお話をしております。だから、いろんなことをしていかなあかんと思いますけれども、非常に状況的にはそういう状況なんです。

これから、一つ申し上げたいのは、議員もとにかく何回も行っていただくようにまずお願いしたいと思います。何年も行ったことないというのではちょっと寂しい気がしますので、そういうことでなしに、みんな行っていただくようにしていただかなあかんと思いますので。非常に旅行の形が変わってきて、いろんなことを皆やっているんですけれども、状況的にはそういう状況です。

ちょっと、感想を申し上げましたのでよろしく願いいたします。

○議長（河合永充君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 統計がそういうことということであれば、何か先は進まな

いんですが、私の質問も。

おっしゃるとおり、この統計の中に観光客数5万人以上の施設の状況も載っております。御存じのとおり。そこを見ますと、永平寺町は大本山永平寺しか載っていないんです。ほかを見ますと複数あります。

私を感じたところは、せつかく1施設で50万、60万来ているんです。だから、それをほかにもう一つ何か、その客にどこか寄っていただくということを考えるべきではないかなと思います。というのは、勝山は水芭蕉がございます。あれは、水芭蕉で人数が出ているんですが、11万人。スキージャムは28万4,000あるんです。これも冬期間、水芭蕉はぐっと伸びているんですけれども、当然、スキージャムのお客さんがここへ寄っていると。これを合わせると観光客は百何十万になりますよということです。これは統計ですから、町長さっきおっしゃっているように、いや、いろんなどころに来ていますよ、60万だけではないですよということなんかもわかりませんが、やはりせつかく50万、60万来るんなら、そこをもう一つ、どこかへ寄っていただくということを考えるべきではないかなというふうに思います。

そこで、せんだって小畑議員がしつこく質問していた足湯の件になるんですけれども、可能かどうかわかりませんが、本山周辺で足湯ができればそこからこの湯のお風呂はどこにあるという感じであそこへ行く可能性はあるかなと。しかも、個人客が多いということであればマイカーで行けますから、そういったことも考えられるのではないかなというふうに思います。

このように、進んでいるところはやはり急激に伸びているですよ。例えば、さっきの鯖江市の観光客です。西山ね。18年のときには多分永平寺よりも下やったんです。鯖江市は。この統計から見ますと。でも、今や百何十万人行っているんですよ。その原因となっているのが西山公園なんです。西山公園は現在23年度で103万1,000人です。18年度ですと、西山公園は44万8,000人なんです。倍以上になっているんですよ。ですから、私が質問しているのは、そういった進んでいるところ、例えば、越前市のしぶきという温泉もかなり伸びていますし、あとよく言われている一乗谷、朝倉遺跡とかも伸びています。そういったところとどう違うのか、どこが原因でうちが落ちているのかとかいうか、いいところを学べということを私の質問で言いたかったんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（河合永充君） 商工観光課長。

○商工観光課長（酒井圭治君） 町長、先ほど申し上げましたが、県のほうの、まず統計の話につきましては、実数値と推計値、そういった形で行っています。それで、永平寺町の場合には、きちんと参拝ですから、ちゃんと参拝券を買った人が入っているという。そういったような状況でございます。西山公園につきましては、よそ様のことを申し上げるのはあれですが、動物園の入り口のところのセンサー、それに、ちょっとこの係数の内容はわかりませんが、係数を掛けているというような推計の仕方を、といったような、そういったようなところでございました。

町としましても、本山を、やはり核としながら町内のいろんな地域資源を活用しながら進めてまいりたいというふうには考えております。ただ、入り込み客数に含まれないところで、例えば坂井市の場合、越前竹人形の里というのが入りません。永平寺町の場合には、例えば羽二重の里というのものもあるわけですが、あれを観光地として県が認めていただけるなら18万、18万の数がふえるというふうにお伺いしたらですね。そういったこともあるので。だから、数値のことについて、そういったことで、今申し上げるのはどうなのかなと。県にいたしましても、これは県の要項に沿った数字の出し方ですといったようなお話でございます。それで、町としましては本山を核としながらいろんな地域資源を活用しながら今後情報発信していきたいというふうには考えております。

数字につきましては、いろんな観光協会とか門前関係、1年365日ご本山のほうは受け入れていただいている。門前観光協会についても1年365日来られるお客様をきちんと受け入れられていて、そのほかにいろんな観光関係の団体の皆様、またそういった組織で、エージェンツ等も含めましていろんな方のご協力によりまして、その数字が今成り立っているところでございます。そういったことも我々は非常に重く受けとめておりますし、それにこたえるために、やはり危機感を持って、数字ということもあれでしょうけれども、やはり上向きになるように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 今の答弁に危機感を持ってというのが全然伝わってこない答弁なんです、別に、ちょっとワースト2って言い過ぎたのかもわかりません。それはごめんなさいですけども、それでも現実的には本山の観光客が減っているというのは事実ですよ。ですから、町長になっていろんなことをやっている

ということもわかっております。だから、その数字がこうやって残っているんだろうと思います。やらなかったらもっと下がっているんだろうと思いますけれども、なかなか観光客はすぐには回復はしないとは思いますが、やはり地道に長年やっていかなければならないんだろうと思うのが1点と、やはり本山、永平寺といえどもそこにあぐらをかいていたらあかんと思うんですよ。やはり行政も地元の方々と一緒に、やっぱりいいところを見ながらやって、盗んでこなあかんのやろうと思うんです。

朝倉遺跡も、こんな話を聞きました。ポスターをやたら東京の動く歩道に張りつけていたと。「何もないところですよ」というキャッチフレーズでやっていたところが、それからソフトバンクにつながるかどうかはわかりませんが、そういったことで県外のお客さんがふえてきたということもあります。やはり、どこにヒントがあるかわかりませんので、ぜひこの観光客については、多分専門の職員ぐらいをつけないと、なかなか今の状況はできないんじゃないかなと思っています。

そこで、きのう質問にありましたふるさと創造プロジェクト事業をやるということで、ことし1年かけて計画をつくって、来年実施ということなんですが、ぜひこの計画の中に専門家も入れていただいて、それも、お金がかなりかかるかもわかりませんが、本当に実績のある都会の方でもいいですし、大きなところの会社の方でもいいですし、実績のある人を入れていただいて、ぜひ、すばらしいプロジェクトと、長年かけて積み上げていかなければなかなか観光客は回復しませんので、地道なところも含めてそういった事業に取り組んでいただきたいなと思っています。

ただ、そのプロジェクトが、企画財政課なんかね、担当は。どうなんでしょう。

○議長（河合永充君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 観光客の増加は非常に大事なことで、門前の観光協会も一生懸命やっておりますし、町商工会も観光部会というのを設けていろんなことをやっています。それで、これからいろいろな取り組みはありますので、そういうものが生かされるそういう体制を築いていかなあかんとは思っています。それで、少しでも多くの方が町外から来ていただくということは非常に大事なことで、十分これからも考えていきたいと思っています。

今の、県の事業でありますけれども、これはこれからですけれども、いろいろなことをやっておりますので、今既にやっているところの補完的なのは外されま

すので、新しい取り組みでどうということが永平寺町の中でできるかということをお考えしております。今、お話ありましたように、若い人の意見も聞くということで、そういうことも今、そういうふうな場も設けますし、それから大学の先生の意見も聞くようにしたいと思っていますし。1年をかけて、これは二十四、五、六、七ぐらいまでの事業ですので、10の市と町が3カ年か4カ年でそれぞれやるということでもありますので。もうどういう素材にするかということをお考えしております。相当いろいろなことを今ここでやっておりますので、国の補助金とか県の補助金をもらっている分については、それは外されるということですので、その辺が一つネックになっているんですけども。新しい取り組みで、そういう今のような、例えば観光客が伸びるようなこともあれですし、それからもっともっと永平寺町の魅力を売り出すということも一つ大事でありますし、そういうことを踏まえて今検討をしておりますので、そういうことで、ことし1年かけてそういうテーマもつくっていきたいと思っています。

○議長（河合永充君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） この事業は多分長期の取り組みになるんだろうと思います。ぜひ、いいコンサルというんですか、実績のある人を、やはり入れていただきながらいいものをつくっていただきたいなと思っています。期待をしております。それでは、次の質問に移ります。

健康福祉施設年間利用者数6万6,300人達成のための秘訣はということがあります。いよいよ建設の入札も終わったということですが、やはり一番心配なのは6万6,300、本当に利用客がいるのかどうか、見込めるのかどうかということが一番の心配なところでもあります。ここに至ってはということをつけ加えさせていただきますが。やはり、議会と語ろう会でも町民は心配しております。200円なら行くかもわからんけれども、400円、500円になって本当に行くのかなということと同時に、やはり町民の負担にならないようにできるだけ健全経営してほしいということでもあります。

ただ、その意見を聞きますと、やはり疑問をおぼえませんか。この施設は町民のための施設であります。そうしますと、町民がこぞって行きたいと思わなければならない施設なんです。わしは行かんけれども健全経営してくれという言い方は、やっぱりちょっと不思議やなど。これが今の温泉施設の、町が言っていることに対しての町民の反応ではないかなというふうに私は思っております。それで、やはり6万6,300のうちの3万5,000、町民が活用しよう、利用し

てもらおうという計画ですが、これについてはやはり運営業者の責任になるんでしょうか。それとも、やはり町もその計画をのんだんだから町も率先してやってやらなあかんというふうにお考えなんですか。どちらなんでしょう。

○議長（河合永充君） 健康福祉施設整備室長。

○健康福祉施設整備室長（山田幸稔君） 今、ご質問のお話でございますけれども、運営業者だけでなく、町も協力して連携しながら、その6万6,300人ですか、そういうような数字を求めていきたいと考えているところでございます。

○議長（河合永充君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） そこで、質問に入るわけなんですけれども、いわゆる庁内の関係各課からプロジェクトチームをつくって、いろいろこの利用者数増のための施策を考えていきたい、考えているんやという報告は、もうこれで6カ月かな、もっとたつかな、聞いているんですけれども、具体的にこうやっていこうというのは余り聞こえてこないんですけれども、具体的に何かございませんか。

○議長（河合永充君） 健康福祉施設整備室長。

○健康福祉施設整備室長（山田幸稔君） 庁内の関係各課からそういうふうな利用計画というのはどうなっているかというご質問だと思います。

今、その利用計画でございますが、各課から多くの利用計画案をいただきました。その中には、町としても即実行できる事項や提案を具体化するために町の歳出が伴うもの、また運営事業者の協力が必要不可欠といったものがございます。

例えば、庁内で検討している内容の一部でございますけれども、健康増進に関して保健師によりますヘルスチェック、カウンセリング、生活習慣病の予防、ストレス解消教室、介護の予防として健康体操教室、認知症予防教室、転倒予防教室等の実施。また、地域との振興につきましては、かっぱ寿司の販売や特産品を利用しました永平寺ブランド品の販売、それから地元産を取り入れたランチの提供、油桐を利用した商品の企画開発。地域との振興につきましては、永平寺大灯籠流しなどの各種イベントとの協力、また、商工会、JA、社協、観光協会、えちぜん鉄道との協力連携などを考えているところでございます。

なお、現在この内容を精査しながら運営事業者と協議を進めて検討しているところでございます。いずれも重要な事項でございますので、この方向性などにつきまして、議会に対してもお示ししながら考えていきたいと今考えております。

それから、先ほど、前の質問、観光の質問でございますけれども、観光客と温泉を結びつけられないかというようなご指摘もございました。そこで、運営事業

者の提案といたしまして、勝山の恐竜博物館や大本山永平寺、スキージャンプやら東尋坊と組み合わせたような商品を企画し、今、旅行会社などと調整を図っているところでございます。今後のことでございますので今は何とも言えませんが、町も協力してそのような事業を進めながら利用者を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（河合永充君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 私、観光客の話をしましたが、本来の目的は、やっぱり町民だろうと思うんです。施策は分けて、一度提示していただきたいなと思います。いわゆる、町民のための施策とそうでない人の施策と考えてしていただきたいなと思います。

それで、やはりこういった施設、なかなか近年伸びていません。先ほどの観光客入れ込み数ですけども、伸びているのは、先ほど言いました越前のしぶき湯楽里ですけども、一番注目しているのは、若狭町のきららですね。何を注目しているかといったら、ここはほかの施設と違って町内のお客さんが多いということです。何でかなと思うんですけども、私も。

ぜひ、そういった先進地も参考にしながら、ぜひ、どういった運営をするかというのを示していただきたいなと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（河合永充君） 健康福祉施設整備室長。

○健康福祉施設整備室長（山田幸稔君） 健康福祉施設の経営が安定するためには、やはり利用者の方に数多く利用していただけるのが一番のことだと思います。それにつきましても、今度、運営事業者と町が一体となりまして協力連携しながら施設の安定ということについて、これからまた議会にお示ししながら、いろんな案をつくってお示しして考えさせていただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

○議長（河合永充君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） その点、やっぱり町民が一番心配しているところですので、目的に沿った施設になるように、私も注視して見ていきたいと思っておりますし、提案もしていきたいと思っております。よろしく願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（河合永充君） 以上で通告による質問を終わります。

お諮りします。

一般質問はこの程度で終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

これにて、一般質問を終わります。

暫時休憩します。

（午前 11 時 12 分 休憩）

（午後 1 時 00 分 再開）

○議長（河合永充君） 休憩前に引き続き再開します。

～日程第2 承認第2号 平成23年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について～

○議長（河合永充君） 次に、日程第2、承認第2号、平成23年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） ただいま上程されました承認第2号、平成23年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

この補正予算につきましては、平成24年3月28日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしたもので、同条第3項の規定により承認をお願いするものでございます。

それでは、議案書の4ページをお願いいたします。

第1条のとおり、予算の総額に歳入歳出、それぞれ1億7,209万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を9億4,628万5,000円とお願いするものでございます。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額につきましては、5ページから6ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

初めに、歳出の主なものにつきましてご説明をさせていただきます。

11ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目4財産管理費、基金積立金2億4,023万

1,000円につきましては、財政調整基金などへの積立金を計上させていただきました。

次に、款3民生費、項1社会福祉費、目4老人福祉費、地域ぐるみ屋根雪下ろし支援事業助成金22万1,000円につきましては、ことしの大雪によりますひとり暮らしの高齢者世帯の屋根雪下ろしの支援がふえたことによる助成金の増額分を計上させていただきました。

また、介護保険会計介護給付費繰出金、188万2,000円につきましては介護保険会計の施設介護給付費の事業費が増となりましたので超負担分を計上させていただきました。

次に、款3民生費、項2児童福祉費、目3児童措置費、子ども手当5,334万4,000円の減額につきましては、子ども手当給付制度の法改正に伴う子ども手当の支給事業費の減額分を計上させていただいたものでございます。

目4児童福祉施設費、常勤嘱託職員賃金1,142万1,000円の減額につきましては、当初見込みより実績額が少なかったことによる減額分を計上させていただいたものでございます。

12ページをお願いいたします。

款8土木費、項2道路橋梁費、目3道路新設改良費、県営道路整備事業負担金1,468万3,000円の減額につきましては県営道路整備事業にかかる県単道路改良工事等の額が確定しましたので県営事業負担金の減額分を計上させていただきました。

次に、款12公債費、項1公債費、目1元金、地方債元金償還金621万2,000円につきましては、平成23年度分の地方債償還金の額が確定いたしましたので元金償還分の増額分を計上させていただいたものでございます。

次に、これは財源となります歳入でございますが、8ページをお願いいたします。

款8地方特例交付金、項1地方特例交付金、目1地方特例交付金、地方特例交付金2,181万5,000円につきましては、平成23年度の地方特例交付金が3,881万5,000円に確定いたしましたので、当初予算額1,700万円からの増額分を計上させていただきました。

款9地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税、特別交付税2億2,688万9,000円につきましては、平成23年度の特別交付税額が6億8,688万9,000円に確定いたしましたので、当初予算額4億6,000万円から

の増額分を計上させていただきました。

款13 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 民生費国庫負担金、社会福祉負担金70万9,000円につきましては、過年度分身体障害者保護費国庫負担金1万9,000円、過年度分障害者自立支援給付費国庫負担金69万円について、平成22年度の事業費精算により、過年度国庫負担金として追加交付されましたので計上をさせていただきました。

子ども手当負担金5,479万5,000円の減額につきましては、子ども手当給付制度の法改正に伴う国庫負担金5,563万2,000円の減額及び過年度子ども手当負担金83万7,000円の追加交付金を合わせて計上させていただきました。

款13 国庫支出金、項2 国庫補助金、目1 土木費国庫補助金、臨時市町村道除雪事業補助金350万円につきましては、町道の除雪経費に対し交付される臨時市町村道除雪事業補助金、補助基本額700万円に対する2分の1の補助金を計上させていただきました。

9ページをお願いいたします。

款14 県支出金、項1 県負担金、目1 民生費県負担金、社会福祉費負担金35万4,000円につきましては、過年度分身体障害者保護費県負担金9,000円、過年度分障害者自立支援給付費県負担金34万5,000円について平成22年度の事業費精算により過年度県負担金として追加交付されましたので計上をさせていただきました。子ども手当県負担金116万円の減額につきましては、子ども手当給付制度の法改正に伴う子ども手当県負担金124万1,000円の減額及び過年度子ども手当県負担金8万1,000円の追加交付金を合わせて計上をさせていただきました。

款15 財産収入、項1 財産運用収入、目2 利子及び配当金、基金利子2万3,000円につきましては、平成23年度の基金利子が確定いたしましたので増額分を計上させていただきました。

10ページをお願いいたします。

款15 財産収入、項2 財産売払収入、目1 不動産売払収入、土地売払収入44万6,000円につきましては、法定外公共物及び町有地の売払収入を計上させていただきました。

款17 繰入金、項2 基金繰入金、目2 ふるさと創生基金繰入金、ふるさと創生基金繰入金3,000万円の減額につきましては、平成23年度において財源の

確保ができたことと次年度以降の財源確保と基金運用の適正化を図るため、ふるさと創生基金からの繰入金3,000万円を戻し入れするものでございます。

以上、承認第2号、平成23年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の説明とさせていただきます。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

6番、原田君。

○6番（原田武紀君） 今回で地方交付税の特別交付税の額が決定して41億3,000万何がしですか、合併以来でいうと過去最高額ですよ。特交については少しはふえているものの、そんなに特段変更になっているわけではない中で、やはり、普通交付税の伸びがかなりあるんじゃないかなと思いますし、大体合併においての18年度から21年度ぐらいまでは地方交付税の額としては37億台をずっといっておったのが、22年度で39億8,000何がしって、40億近くになって、今回41億3,000万ということで、過去、合併以来は最高額になったということなんですけれども。これは政権が変わったりなんたりすることでかなり左右されると思うので将来見通しというのは難しいと思うんですけれども、せめて今年度、24年度あたりはこのままの伸びでいくのかいかないのかという予測は何かしておりますか。

○議長（河合永充君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） 中期財政計画でもお示しをしたと思うんですけれども、前年並みとは思っております。中期財政計画でもお示ししましたけれども、推定としましては38億6,400万円とほぼ前年並み、少し減額程度で推定をいたしております。

○議長（河合永充君） 6番、原田君。

○6番（原田武紀君） そうすると、今回の41億何がしというのは、これでピークだということで、若干減少傾向になるというような判断をしておられるということですね。

○議長（河合永充君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） 今のところはそういうことになります。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 11ページに子ども手当の減額が出ております。計上した以上、どうして使わないのか。国の法改定によって使わないということにはなると

いう説明があるんですが、ある意味、予算計上した以上、どうしてこうなってくるんかということ、お金がなかったわけではないんですね。素朴な疑問でお聞きしたいと思います。

○議長（河合永充君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（伊藤悦子君） お答えいたします。

当初の予算では、ゼロ歳から3歳までが2万円支給があるということでございまして、そういったもので約2,842万円ほど減額になっております。

それから、対象人数の予定が当初よりも604人ほど減っている。

それから、支給金額ですけれども、二度の法の改正がございまして、一律1万3,000円のときもございましたし、それから1万5,000円と1万円。詳しく申し上げますと、平成23年の9月分までは一律1万3,000円でございます。それから、23年の10月から24年の3月分まではゼロ歳から3歳まで、それから三子以降の3歳から12歳までは1万5,000円。そして、3歳から12歳までの第一子、第二子、及び中学生は1万円というふうに法の改正がいろいろございまして、トータルでこれだけの減額になりました。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） これは全国的に言えるんだらうと思うんですが、お金がなかったわけでない。国の制度改正によって、当然その制度に示されたとおりに減額したということがあると思うんですね。でも、考えてみると、ある意味子育て世代にとってみれば、猫の目で政策が変わるんでは、これ計画も立てられんと思うんですね。その辺をやっぱり、単に国が示す、当時自治体負担分についてどうだということ意見を出しているということは知っていますけれども、そういう猫の目で変わっていくことで本当に支給を受けられると喜んでいた人たちの失望も含めて、率直に、例えば住民からどういう声があったとか、またどんなことを支給当局としては考えているとか、その辺は何かないですかね。

○議長（河合永充君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（伊藤悦子君） 住民からの不満というのは伺っておりません。当初2万円というお話だったんですけれども、それが1万3,000円になりまして、そういったご不満のお声は聞いておりません。

子育て支援課といたしましては、国の制度にのっとってやったわけでございますけれども、そういったことも今後はこういう法の改正っていうんですか、ございますと、そういったことも考えながらやっていかなきゃいけないなというふう

に思っております。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 何でこんなこと言うかといったら、以前、町は交付金がいろいろあったときに、町独自に、国が決まってもそれに上乗せするとかいう形でやってきていたと思うんですね。ここにきてそういうことは全然考えずにしたのかということをお聞きしたいので。本来でいったら、当初決めたことについて言うと、そういうのは政治の話ですからね。国の。そこで勝手におまえらこれだけあてしとけよっていったら、どんどんどんどん政策争いというんか、何かかけひきという中で減らされてきて、いわば、この支給についてはばらまきだとか、いや自分たちがやったのは正当性があるんだとかという、そういう争いの中で額が決まっていた面があると思うんですよ。だから、そういうようなときにも本当は年間、それなりの計画ができるように行政も考えるべきではないかなと私は率直に思っています。ただ、以前は町独自でそういう支給を考えた時期もあったことから、こういう問題について、国がそう言えば仕方ないなということになってしまうのか、町独自で考えるということはなかったのかということをお聞きしたい。

○議長（河合永充君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（伊藤悦子君） お答えいたします。

本来、法の改正ということでいろいろございましたときに、そういったことを改めて考えなければいけなかったのかなと、今、率直に思っております。ただ、もう正直、それを行いませんでしたので、今後はそういったことも含めながら検討したいと思っております。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） ぜひ、そんなことも含めて国の姿勢、本当に進める側として、自治体が一番窓口になるわけですから、直接子育て世代と接するのも自治体です。それは、事務手数料が若干狂うとはいえ、自治体の責任がどんどん押しつけられる中では、ころころ変わってもらっては困るということぐらいはきちっとどこかで表明しておくべきではないかと、率直に私は思います。

その辺、町長、いかがですか。

○議長（河合永充君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 子ども手当につきましては、政権が変わって、今度の政権では非常にこれまでの政権より以上に子ども手当の額も大きくなりましたし、いずれの面で子育て世代に対しては非常にいい形になっていたと思っておりますが。

今、この1年か2年かの間でいろいろなやりとりがありまして、それで今こういう形になったんですけれども。これ今減額するのはそういうことで、国の部分とか、県のそういう負担分を減額するということであります。もちろん町の部分もあるんですけれども。ただ、これだけいろいろな形で、言葉はいいか悪いかわかりませんが、ころころと変わってくるんでは、そこに、例えば町の考え方があったとしても、すぐさま補てん、補てんということにもなりませんし。前のときには、あれは違うんです。年齢が指定されていたから年齢を拡大して、例えば中学校までも2回したということでもありますので。だからそういう、落ち着いた考え方の中で子ども手当が支給されるということが非常に大事だと思っております。それで、お金が大きくなっていくのはそれでいいと思うんですけれども、もう行ったり来たりの考え方ですから、非常にそれぞれの家庭もいろいろな考え方があると思いますし、町といたしましても非常に変わってばかり。今、非常に困っております。その中で、今変わった部分だけ埋めようとする、これもなかなかあれですので、そういうことは考えませんでしたので、そういう落ち着いた中で、いろいろなこの部分が欠けているとかというのは、これからもそういうことはしていかなあかんと思いますし、そういうことで、前のときにはそういうことをしましたので、今の場合とちょっと違う考え方を持っています。

○議長（河合永充君） 金元議員、3回終わっていますので。会則に決まっていますので、同一議案では3回までという質問になっていますので、よろしいでしょうか。今、もう4回質問を終わっているです。一応規則なんで、済みません。

ほか、ございませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

採決します。

承認第2号、平成23年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第3 承認第3号 平成23年度永平寺町介護保険特別会計補正予算の専

決処分の承認について～

○議長（河合永充君） 次に、日程第3、承認第3号、平成23年度永平寺町介護保険特別会計補正予算の専決処分の承認についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） ただいま上程されました承認第3号、平成23年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、一般会計同様、平成24年3月28日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により承認をお願いするものでございます。

それでは、議案書の16ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,506万8,000円。介護保険勘定1,506万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を16億6,461万2,000円、介護保険勘定16億5,881万2,000円、介護サービス勘定580万円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額につきましては、17ページの第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

初めに、歳出の主なものについてご説明をさせていただきます。

20ページをお願いいたします。

款2保険給付費、項1介護サービス当初費、目3地域密着型介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費負担金314万9,000円につきましては、通所サービス及び認知症入所サービス施設の利用増が見込まれることから介護給付費の増額分を計上させていただきました。同じく、目5施設介護サービス給付費、施設介護サービス給付費負担金1,186万9,000円につきましては、施設介護サービス利用の増が見込まれることから、介護給付費の増額分を計上させていただきました。

次に、これらの財源となります歳入でございますが、19ページをお願いいたします。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金、現年度分負担金241万9,000円につきましては、地域密着型介護サービス、施設介護サービス事業等に伴う介護給付費国庫負担金の増額分を計上させていただきました。

款5 県支出金、項1 県負担金、目1 介護給付費負担金、現年度分負担金2 4 7 万6, 0 0 0円につきましては、地域密着型介護サービス、施設介護サービス事業等に伴う介護給付費県負担金の増額分を計上させていただきました。

款7 繰入金、項2 基金繰入金、目1 介護給付費準備基金繰入金、介護給付費準備基金繰入金2 9 4 万5, 0 0 0円につきましては、介護給付費国庫負担金、調整交付金、支払い基金、交付金など不足分を準備基金より繰り入れするものでございます。

以上、承認第3号、平成23年度永平寺町介護保険特別会計補正予算の専決処分の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから質疑終わります。

討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

採決します。

承認第3号、平成23年度永平寺町介護保険特別会計補正予算の専決処分の承認についての件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第4 承認第4号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について～

○議長（河合永充君） 次に、日程第4、承認第4号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（山田和郎君） ただいま上程いただきました承認第4号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について提案理由の説明を申し上げます。

議案書の21ページをお願いいたします。

承認第4号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認をお願いするものでございます。専決日は平成24年3月31日でございます。

23ページをお願いいたします。

永平寺町税条例第14号、永平寺町税条例の一部を改正する条例、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月30日に成立し、翌31日に公布されたことに伴い、永平寺町税条例の一部を改正する必要が生じたことによるものでございます。改正の内容といたしまして、まず、本文第36条の2、第1項、ただし書きにおきまして、平成26年1月1日より公的年金等にかかる所得以外の所得を有しなかった者が寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とするため、条文の寡婦（寡夫）控除額の文言を削除するものでございます。これは、年金需給現況届けにより寡婦（寡夫）申請をすることにより確定申告を要しなくなるためでございます。法附則第15条第2項第6号及び第10項の条例で定める割合を規定するものです。

附則第10条の2の第1項、第2項を新たに追加するもので、地域決定型地方税制特例措置を導入したことによりまして、固定資産税の課税標準の特例措置を設けるものでございます。第1項は下水道法で規定されている下水道を使用する者が設置した場外施設で総務省令で定める割合を町条例で4分の3とするものでございます。第2項におきましては、特定都市河川浸水被害対策法で規定されている雨水貯留浸透施設で総務省令で定める割合を町条例で3分の2とするものでございます。

24ページをお願いいたします。

旧民法第36条の法人から移行した法人等にかかる固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告における条項の追加でございます。上段の第21条の2が新たに追加となり、図書館、博物館、幼稚園を設置する一般財団法人にかかる固定資産税等の非課税措置の特例を設けるものでございます。

続きまして、東日本大震災関係といたしまして、東日本大震災の被災者等にかかる国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6が改正され、住居の用に供していた家屋が東日本大震災により滅失した個人がその家屋の敷地用としていた土地、または土地の上に存する権利を譲渡した場合、譲渡所得等の特例につい

て適用期限を3年から7年に延長するというものでございます。これによりまして東日本大震災にかかる被災居住用財産の敷地にかかる譲渡期限の延長の特例といたしまして、第22条の2を新たに追加するものでございます。

その他、本文第57条第7項及び附則第10条の3、附則第23条は法改正による条項番号の改正、条項番号の移動となっております。附則第11条、第11条の2、第12条、第13条、第15条につきましては、平成23年度までと規定されていた固定資産税の特例期限を26年度まで期間延長するものでございます。

26ページをお願いいたします。

固定資産税にかかる経過措置といたしまして、第3条第4項において小規模住宅用地及び一般住宅用地の軽減特例措置に加え、さらに23年度までは課税標準に10分の8を乗じていたものを平成24年度分、平成25年度分につきましては、この掛け率を10分の9に改めるものでございます。

なお、施行期日につきましては、本文第36条の2第1項につきましては平成26年1月1日より、そのほかの条項につきましては平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上、承認第4号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をいただきまして、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） いつも地方税法の改定による町の税条例の改定については、なかなか私、わかりにくいと感じているところです。

今回、なくなるものがあることから、申告しなくていいということはわかるんですが、あと附則のところに出てくる固定資産等に係る、例えば、11条は特別土地保有税ということで書いてありますけれども、固定資産等に係る特例の特徴なんかがいまいちわかりにくいと思っています。期間延長といいますけれども、私が聞いている限りでは、評価がこれまでどんどん、宅地も農地もでしょうけれども、商業用地もでしょうけれども、全国的には下がり続けてきたと。その固定資産税の評価、下がり続けてきたにも関わらず、いわゆる逆に上がり続けていたときにそれが直接上乘せにならないように特例措置で平均化するという措置がと

られていたと。固定資産税が上がるのが。しかし、固定資産の評価がどんどん下がりつつも、いわゆる調整負担というんですか、それをやっている関係でこれまでずっと固定資産税も何年か前まで上がり続けてきたわけですね。ここに来てようやくちょっと下がりかけてきたのを、今回また見直しをすることになるとややこしくなる面が出てくるのではないかと、お聞きしたいのが一つ。

もう一つは、ここに条文で出ているんですが、小規模宅地なんかの問題で言うと、10分の8から10分の9に税率が変わるんやね。つまり、12%高くなるというわけですよ。これで見ると。そういうのが、この説明の中で非常にわかりにくいと思っています。さらに今、特別土地保有税は本町には対象はないというんですが、以前は5年以内、今は10年以内に買った土地を転売した場合、一定面積以上については、その土地の売買にかかる特別の、たしか10%ぐらい税率がたくさんかかったかなと思っていたんですね。それらの問題もどうなるのか。あと、農地に対する特例の状況。実態の状況からどうなっているのかというのを本当はやっぱり説明してほしいと思うんです。負担調整みたいなことで固定資産の評価を見てきたのが、今回見直すことでどうなるのかとか。あんまり何回もできんと議長が言いますので最初に言うておきますけれども、その基本は課税標準額を時価評価に近づけようと。それも最低7割までは引き上げるということでやってきても、7割に達しているところも本町の場合多くなっていると聞いています。そんな中でのことですので、ちょっとわかりやすく説明してほしい。実態がどうなっているのかを聞きたいということです。

○議長（河合永充君） 税務課長。

○税務課長（山田和郎君） まず、固定資産税の税額につきまして、特例措置の10分の8が10分の9に上がりますという点でございますが、これにつきましては、課税標準額というものがございまして、永平寺町内につきましては、市街地部分につきましては大体そういった標準額にほぼ達しているのが現状でございます。農村部のほうに行きますとまだ標準額に達していないというのはございます。それによりまして、達していない部分につきましては、どうしても標準額にだんだん近づけようという面がございまして、土地の評価額自身は下がったにしろ、課税評価額は上がっていくというのが現状でございます。固定資産税は少々上がってくる方がいらっしゃるかなというふうに思っております。

ただ、これは農地につきましても同じでございますが、今回、農地につきまし

での改正という点はございません。従来どおりの方法で算定しているわけですが、住宅用地につきましては、御存じのとおり、200平米以下の住宅用地につきましては、小規模住宅用地として評価額の6分の1を採用して、それに対して課税をしてもらっているわけでございます。200平米以上の住宅用地につきましては、一般住宅用地といたしまして評価額の3分の1を掛けて課税しております。今回の10分の8から10分の9という、10%、シビアに言うと12%でございますが、これにつきましては、今言いました6分の1、3分の1という特例にまだ上乘せして課税率を掛けているわけございまして、税の公平性といえますか、そういった面を勘案して24年度、25年度につきましては、23年度まで10分の8だったものを10分の9まで上げますというものでございます。

また、これは今回の改正の中には入ってございませんが、ゆくゆく26年度以降につきましては、この10分の9という掛け率を廃止するという計画が上がっておるところでございます。

以上でよろしいですか。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） いろいろ説明お聞きしていてもわかりにくいんです。なかなか。調べてきてもなかなかわからんのに、説明を聞いてもなおわからんというのは大変なんです。

現実的に言ったら、今まで評価額が上がり続けている。上がり続けていた時代はまだよかったんですが、下がり続けてきた時代が最近長いですから、それに見合わず固定資産税は上がり続けてきた。その基本は、さっき言ったように、課税標準額に近づける。最低でも7割までは達成させるということが国の方針でした。以前、旧松岡時代には税務課長が幾ら何でも国もそんなとこまでせんでしょと言っていたんですが、それを軽く達成してきたわけですが、そういう中で今下がっている実態見合って下げるのかというと、その負担調整を見直すことで、また今までたくさん払わされていたのに、それを払わないのをうまくまた払うようにさせようというねらいがあるんじゃないかということが言われているんですね。そこを見ると、国の地方税法の改定によって決められてくるとはいえ、特に固定資産税で、中でも所得税が非常に、所得にかかる住民税が伸び悩んでいる中では、固定資産税というのはある意味自治体の財源の大きな安定的なものになっていると思うんですが、それを確保させるために国はそういう変更している。ただし、

大都市では、最近はまだ評価が回復していますので、この計算でいくと、それほど上げなくてもいい。要するに、税金をとらなくてもいい状況が生まれとるんです。地方では、下落が続いている関係でいうと、下落した分ほどは下がらないような今度の税制になっていくということが言われているんですね。その辺、わかりやすく説明してほしいと思うんですが。もし、あれでしたら、ほんとに私はこういうなし崩し的に、いいときにはたくさん取りながら、状況が悪くなっても取り続ける方法を考えるというのは国らしいなと思っているんですが。その辺、討論で言わせていただきます。

何か、反論があれば、答弁をお願いします。

○議長（河合永充君） 税務課長。

○税務課長（山田和郎君） 固定資産税の賦課につきましては、御存じのとおり、3年に一度評価の見直しを行っております。実は、平成23年度に評価を見直しいたしましたして、24年度から新しい評価で行っているわけでございまして、予算書を見ていただいてもわかるかと思いますが、永平寺町の固定資産税につきましては、非常に大きく減額しております。これは、評価替えによるものでございまして、減額するということに対しましては、全体的な評価が下がっているというふうな解釈だというふうに私は思っております。

それで、先ほども申し上げましたが、標準額に達してきているような土地につきましては、今申し上げましたとおり、評価の見直しによりまして評価額が下がっておりますので、減額という形になっておるんでないかというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（河合永充君） ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから質疑を終わります。

討論を省略し、採決に入ります。

ご異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 今回の地方税法の改定ですが、東北の大震災に伴ういろんな

税制のそういう期間延長については、それは反対するわけではございません。ただ、今回の場合は固定資産税の、いわゆる負担調整といいますか、3年ごとの評価に伴って、現実的には固定資産の評価というのは、バブルが終わって以降ずっと下がり続けているはずですが、にもかかわらず、この固定資産税の収納予定でその金額が下がったのは、ここ1回ぐらいですよ。要するに、この3年間ぐらいですね。そのことを考えると、実態に反映していない。これは明らかやったと思うんです。そういう批判もありました。と同時に、ここにきて、そういう今までのやつに、今度は下がり続けていくことに対することについて、それが100%反映させられる状況でない内容に改定しようとするということは、負担がやっぱり続いていくことになる。それはやっぱりおかしい。

特に、商業地域とは違って、自分が住んでいる地域については売り買いというのはほとんどないわけですから、本来、日本特有というんか、そういうところにしっかり税金をかけているという実態もありますから、いわゆる国が言う課税標準額の7割に評価額を引き上げていくというやり方も含めて、根本的に見直していかないと、この後、また税制の大きな改定があつて、消費税をがっばりかけるとかという話もないわけじゃないですね。ますます地方、田舎も含めて暮らしが大変になる状況が続くんじゃないかと思うので、そういう意味では、固定資産税のいろんな見直し、単に期間延長で言いますけれども、また税率とか見直しの問題も含めて、やっぱり、私は時勢に合ったものを、もっと早く目指すべきでしたし、今になってまたそれを固定させるようにするのは問題だと思っています。

以上です。

○議長（河合永充君） 次に、賛成討論の発言を許します。

15番、伊藤君。

○15番（伊藤博夫君） 今ほどの賛成討論をいたしたいと思います。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部改正でございますけれども、このことにつきましては地方税法に基づいた、準じたものでございまして、これは永平寺町の税条例を一部改正することにつきましては、地方税法に基づいたものでございますので、賛成するものでございます。

○議長（河合永充君） ほかに討論ありませんか。

ないようですから、これにて討論を終わります。

承認第4号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を起立により採決します。

本件を原案のとおり承認することに賛成の諸君は起立願います。

(起立多数)

○議長（河合永充君） 起立多数です。

よって、本件は原案のとおり承認することに決定しました。

～日程第5 承認第5号 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について～

○議長（河合永充君） 次に、日程第5、承認第5号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（山田和郎君） それでは、ただいま上程いただきました承認第5号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書の28ページをお願いいたします。

承認第5号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認をお願いするものでございます。専決日は平成24年3月31日でございます。

30ページをお願いいたします。

永平寺町条例第5号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。地方自治法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月30日に成立し、翌31日公布されたことに伴い、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があることによるものでございます。

この国民健康保険税条例につきましても、先ほどの税条例の附則第22条の2項と同様に東日本大震災関連といたしまして、居住用に供していた家屋が東日本大震災により滅失した個人がその家屋の敷地用としていた土地また土地の上に存する権利を譲渡した場合、譲渡処遇の特例について適用期限を3年から7年に延長するというものに対しまして、この譲渡所得の特例を述べたものでございます。

それに対しまして、附則第19項を新たに追加するものでございまして、この内容につきましては、譲渡所得の軽減措置となっております。施行日は平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上、承認第5号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決

処分の承認について提案理由の説明を終わります。よろしく、ご審議をいただきまして、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから質疑終わります。

討論を省略し、採決に入ります。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

採決します。

承認第5号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、本件を原案のとおり承認することに決定しました。

～日程第6 承認第6号 平成24年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について～

○議長（河合永充君） 次に、日程第6、承認第6号、平成24年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） ただいま上程されました承認第6号、平成24年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

この補正予算につきましては、平成24年4月3日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので同条第3項の規定により承認をお願いするものでございます。

それでは、議案書の34ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,165万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を88億415万9,000円とお願いするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分

ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額につきましては、35ページの第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

初めに、歳出についてご説明させていただきます。

38ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、顧問弁護士料21万円につきましては、町道認定無効確認等請求の裁判が行われましたが、昨年12月に福井地方裁判所において、町の前面勝訴の判決となりました。第一審の判決を不服として控訴されたことによる控訴審の弁護士費用の着手金といたしまして21万円を計上させていただきました。

次に、款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費、上水道事業出資金5,144万9,000円につきましては、平成23年度において簡易水道事業が上水道事業に統合されましたので上水道事業の資本費の強化と経営の安定化を図るため、上水道事業への出資金を計上させていただきました。

次に、これらの財源となります歳入でございますが、37ページをお願いいたします。

款18繰越金、項1繰越金、目1繰越金、純繰越金21万円につきましては、補正予算にかかる財源として平成23年度からの純繰越金を計上させていただきました。

下段の款19諸収入、項4雑入、目1雑入、簡易水道基金精算金5,144万9,000円につきましては、平成23年度において簡易水道事業基金が廃止されましたので地方自治法第241条に基づきまして基金廃止への資金にかかる歳入を計上させていただきました。

以上、承認第6号、平成24年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから質疑終わります。

討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

採決します。

承認第6号、平成24年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第7 承認第7号 平成24年度永平寺町上水道事業会計補正予算の専決処分の承認について～

○議長(河合永充君) 次に、日程第7、承認第7号、平成24年度永平寺町上水道事業会計補正予算の専決処分の承認についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長

○企画財政課長(小林良一君) ただいま上程されました承認第7号、平成24年度永平寺町上水道事業会計補正予算の専決処分の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、一般会計と同じく、平成24年4月3日付で地方自治法179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により承認をお願いするものでございます。

それでは、議案書の42ページをお願いいたします。

第2条のとおり、平成24年度永平寺町上水道事業会計予算、第4条本文括弧書き中の1億4,395万1,000円を9,250万3,000円に改めまして、資本的収入及び支出につきましては、第1款資本的収入、予算総額に5,144万8,000円を追加して予算総額を9,113万円に。第1項他会計出資金につきましては、5,144万8,000円を追加して予算総額を5,144万8,000円をお願いするものでございます。

それでは、49ページの資本的収入及び支出についてご説明をさせていただきます。

款1資本的収入、項7他会計出資金、目1一般会計出資金5,144万8,000円につきましては、平成23年度において簡易水道事業が上水道事業に統合いたしましたので地方公営企業法第18条により、上水道事業の資本費の強化と経営の安定化を図るため、一般会計からの出資金を計上させていただきました。

以上、承認第7号、平成24年度永平寺町上水道事業会計補正予算の専決処分

の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願いをいたします。

議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから質疑終わります。

討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

採決します。

承認第7号、平成24年度永平寺町上水道事業会計補正予算の専決処分の承認についての件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第8 承認第8号 損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について～

○議長（河合永充君） 次に、日程第8、承認第8号、損害賠償の額を定めることの専決処分の承認についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 承認第8号について申し上げます。

町公用車によります物損事故にかかる損害賠償につきまして、当該事故の相手方との間で示談が整いました。議案書51ページの下段に記載されているように、損害賠償の額は16万8,302円であります。6月1日付で専決により処分をさせていただきましたので、本定例会において報告し、ご承認をお願いするものであります。よろしくをお願いいたします。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 2つ。

一つは損害賠償の額が、被害総額が幾らだったのか。双方合わせて。これが一

つと。もう一つは、こういう処理をするというのは、以前ちょっと新聞等でもそういうのが少ないんじゃないかということで、私も質問したことあったんですが、何でこういう扱いが必要になったのかと。これからどうして行くのかという方向性もちょっと示していただくとありがたいと思います。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 被害総額ということで、今申し上げた損害賠償の額につきましては、これは相手方の損害の額でございますけれども、当方の公用車の損害については、今ちょっと細かい数字は覚えておりませんが、町の公用車すべて車両保険にも加入しておりますので、そちらのほうの保険にて当方の損害については修繕をさせていただいているところでございます。額については、後ほどまたご報告をさせていただきます。

そして、今回初めてこういったことを議会にお願いをしております。と申し上げますのは、これまで、町公用車、除雪車等も含めますけれども、いろいろ相手方に対して損害賠償の責任、そういうことが生じることがございました。しかし、すべて相手方の損害を修繕という形でこちらのほうが保険でもって現況に復すというふうなことで自動車の修理工場、あるいは構造物でありますとそういった建築会社とか、あるいは大工さん等、そういった方に修繕をしていただくということで、予算的には修繕料の中でそういった現況に復すというような形で処理をさせていただきました。がしかし、今回初めて交通事故の中で相手方との話の示談の中で、修繕ということではなくして、これは相手方の事情でございますけれども、修繕ということではなくして、当該車両の修繕部分をどうしても現金でお願いをしたいと。そういうふうな要求でございました。うちの公用車の加入している保険会社とも話をし、また相手方とも話をしながら、今回についてはそういう形で損害分を、修繕料を現金でお支払いすると。そういった内容での示談が整ったわけでございます。そういうことで、現金で損害を賠償することになりますと、これは地方自治法の第96条第1項第13号の規定によって議会の議決を求めることとなります。そういった形で今回は支払いが急を要しましたので専決で処分をしておりますけれども、ご承認をお願いしたいということでございます。

それから、これまでも報告をさせていただいたかと思っておりますけれども、こういうふうな保険を利用して修繕をしたそういう場合には、1年に1回、事務報告をさせていただきますけれども、この中でこれからはすべてのことについてご報告

をさせていただくというふうにしております。

それから、申しわけございません。先ほど当方の損害については6万3,672円でございます。よろしく願いいたします。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 私はこれ、めくじら立てているというわけではないんです。初めての提案ということで、それはそれでどうしていくのかなというのは、やっぱり明らかにしてほしいし。ただ、これまでも保険で修繕で議案として上がってきたのは、例えば補正予算等の中に雷でどこかの照明がやられたと。それについては保険が出るからということで、その保険プラスアルファをして修繕なんかをされてきたのはあると思う。

ただ、被害総額がどれだけになるかというのは余り見えなかったわけですね。だから、そういう意味では、そういうのもわかるようにさせていただくとありがたいなと思っています。

以上です。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 今、ちょっとおっしゃった建物の、そういった、例えば火災保険なんかの適用と今私が申し上げた自動車の事故による損害の修繕というのは、ちょっとこれ実はやり方が違っておりました。といいますのは、建物の場合は保険の歳入、そして修繕の支出、これは予算を通じてやっておったんですが、実は、交通事故に関する、この公用車の事故に関する件につきましては、保険会社から修繕の工場に直接保険金が支払われたというふうな経緯がありましたので、ちょっと今のようなことで食い違いがございました。今後は、双方をすべて予算を通じて対応することにしておりますので、参考までにご報告をさせていただきます。

○議長（河合永充君） ほか、ありませんか。

ないようですから質疑を終わります。

討論を省略し、採決に入ります。

ご異議ありませんか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異義なしと認めます。

採決します。

承認第8号、損害賠償の額を定めることの専決処分の承認についての件を原案

のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認することに決定しました。

お諮りします。

ただいま、町長より議案第46号、永平寺町防災行政無線整備工事の請負契約締結についての件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

議案第46号永平寺町防災行政無線整備工事の請負契約締結についての件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

暫時休憩します。

(午後 時 分 休憩)

(午後 2時12分 再開)

～追加日程1 議案第46号 永平寺町防災行政無線整備工事の請負契約締結について～

○議長(河合永充君) 追加日程1 議案第46号 永平寺町防災行政無線整備工事の請負契約締結についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(布目洋一君) ただいま上程されました議案第46号、永平寺町防災行政無線整備工事の請負契約締結につきまして、説明をさせていただきます。

この締約の締結に当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び永平寺町議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

工事名、永平寺町防災行政無線整備工事。契約の方法、指名競争入札。契約金額2億346万2,700円。内、消費税相当額968万8,700円。契約の相手方、福井市問屋町2の43北陸通信工業株式会社福井支店、常務取締役支店長、嶋田泰嗣。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（河合永充君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） これは防災無線の整備について言いますと、これは旧松岡地区だということを聞いていますが、ただ、先ほどの説明の中で、これが終わった後は永平寺上志比地区のいわゆる防災無線、これはアナログでなっているんです。これについても前倒しで修繕改修にとりかかっていたいということでした。それについては、私が以前聞いていたのでは、当分アナログでやっていてそれをぼつぼつと見直していくということですからちょっと違っているなどと思います。

なぜ、それを聞く気になったかといいますと、いわゆる、今上志比と永平寺は、たしか機器類はメーカー別やと思うんですね。違うと思うんですね。今回、旧松岡での取り組みがどこのメーカーの機械が入るのかはわかりませんが、そこでやっていくことになると、そういうことが説明されていくとなれば、永平寺、上志比の再整備についても、いわゆるこの業者が匿名みたいなことで入っていくことになるのか。先鞭にならないか。ああいう説明のされ方をすると。それはちょっと私はおかしいのではないかなと思うので、その辺どうか。もし、そういうつもりで業者もいるとしたら、ある意味もっともって低い入札額になってもしかるべきやと私は思うんですね。その辺、どう考えているのか聞きたいですね。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 防災行政無線の整備のことでございますけれども、これはこれまでも何回か議会のほうに資料等でお示しをしております。4年間の事業計画でもって整備を進めていることですが、この中には、その主なものとしては本庁に親局を整備する。そして、無線のない松岡地区に子局を設置すると。それから、永平寺地区、上志比地区では、現在あるこの無線を本庁の基地局から使えるような、そういう機械の更新もしなければなりません。そして、電波が完全に届くようなところ、今2カ所ぐらいに中継局というものも永平寺地区に設けるようになっております。そういったことがすべて入っているわけございまして、松岡地区だけの整備の内容ではございません。永平寺地区、そして上志比地区の中にも今回の契約の中には整備の部分的なものとして入っております。

先ほど、私は全員協議会の中で申し上げたのは、現在、おっしゃるとおり、永平寺地区、上志比地区についてはアナログでやっておりますけれども、これは既

に傷んでいる、あるいはスピーカーの向きがうまく調整されていないがためになかなかうまく情報が伝わっていないというふうなところがあるということ聞いております。そういう部分的なものを、今回この整備とは別に考えまして、設計等もまた新たに考えた中で進めてまいりたいというようなことを申し上げたので、一緒にどうのこうのということではございません。

もし、しかし、そのほうが、今金元さんがおっしゃるように、今の今回の締結の相手方とそういうことができるのが可能、そのほうが有利であるということであれば、これはまた今回と同様、議決をいただいて増工事というふうなことになるかと思えますけれども、それは今、今回はどういうふうな形になるかわかりませんが、そういうことも今町のほうでは考えてそういうときにはまた議会にお願いをしたいということをお願いしたのでございます。よろしくお願ひします。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 増工もあるかもしれないと。有利ならということですが。その条件にしては、これは第1回目の入札としては高いなということだけ、ちょっと感想として言っておきます。

入札に不正があったとか、そんなことを言っているわけではございませんので。そういう意味では、僕はこういう整備、特に、防災施設のそういう機器類については本来もっと安くなるのかなと思っております。その辺はちょっと感想として言っておきます。

○議長（河合永充君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから質疑を終わります。

お諮りします。

議案第46号、永平寺町防災行政無線整備工事の請負契約締結についての件を会議規則第39条第1項により総務常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

議案第46号、永平寺町防災行政無線整備工事の請負契約締結についての件を総務常任委員会に付託することに決定しました。

委員会におかれましては休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結

果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

次に、議案第47号、永平寺町健康福祉施設新設工事の請負契約締結についての件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

議案第47号、永平寺町健康福祉施設新築工事の請負契約締結についての件を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに決定しました。

～追加日程2 議案第47号 永平寺町健康福祉施設新築工事の請負契約締結について～

○議長(河合永充君) 追加日程第2 議案第47号、永平寺町健康福祉施設新築工事の請負契約締結についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉施設整備室長。

○健康福祉施設整備室長(山田幸稔君) ただいま上程いただきました議案第47号、永平寺町健康福祉施設新築工事の請負契約締結につきまして、ご説明を申し上げます。議案書の追加日程2ページをお開きください。

永平寺町健康福祉施設新築工事の請負契約の締結に当たりまして、地方自治法第96条第1項第5号及び永平寺町議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

工事名、永平寺町健康福祉施設新築工事。契約方法、指名競争入札。契約金額1億5,264万9,000円、内、消費税相当額726万9,000円。契約相手方、福井市南四ツ居1の1の14、株式会社松尾工務店、代表取締役社長、笠松清司。

以上、よろしくご審議いただきまして、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(河合永充君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番(金元直栄君) 私、この入札については、入札そのものがどうのこうのというわけではないですが、この形での工事の発注については余り賛成できるとは思

っていません。

どういふことかと言いますと、一つは形、内容等もこれまで論議されてきて私も言ってきたとおり、やっぱりまだまだ検討の余地はある。それは、業者が考えたからという話もあるんですが、町がつくるんですからということをつけ加えておきたいと思うんですね。

内容の問題で言いますと、風呂。六万六千何百人が入る割にしては、全体としてやっぱり狭い。そういうようなところでいうと、狭いというのは双方同じ形のやつを、露天風呂も含めてつくっているんですね。それをちゃんと合理化すれば、もっと広い浴槽ができるんです。いろいろそういうことを言うと、もっと金を使えばいいということ言う人もいますが、そうではありません。ある意味、十分な論議な中と言いますが、住民の合意の中につくられる施設でないから言いたいんです。やはり、風呂については双方同一ということ、何かえらい固執されていますけれども、私は、左右大きく違うような内容にもできたはずだと思っています。

また、坪庭の問題についてもどうだったのか。さらに、大広間については、大議員が今入っている円卓よりか狭いんですね、二つ部屋をあわせても。それではゆっくりできるはずもない。こういう中で、そういう内容での入札ですから、僕は非常に不満が残るところであります。その辺はどう考えて入札に臨んだのか、お聞きします。

○議長（河合永充君） 健康福祉施設整備室長。

○健康福祉施設整備室長（山田幸稔君） 今、ご質問いただきました形とかお風呂のことでございますけれども、まず、形につきましては業者の提案の中から審査委員会の中で皆様に選んでいただきまして、それと、皆様の合議の中で決めさせていただいていると思っております。

それから、同様のお風呂が2つあるというお話でございますけれども、中のタイルの模様とか色とか、そういうような趣を変えまして違うようなお風呂の雰囲気味わっていただくというふうに考えているところでございます。

それから、今まで設計につきまして、皆様の議会の特別委員会の中で何べんとなく、皆様に変更内容とか鳥瞰図とか、そういうものをお示しさせていただきまして、皆様のご既決をいただいて、その結果、入札させていただいたと町のほうでは考えているものでございます。

以上です。

○議長（河合永充君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから質疑を終わります。

お諮りします。

議案第47号、永平寺町健康福祉施設新築工事の請負契約締結についての件を
会議規則第39条第1項により教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

議案第47号、永平寺町健康福祉施設新築工事の請負契約締結についての件を
教育民生常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、
休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいま
すようお願いいたします。

暫時休憩します。

（午前 時 分 休憩）

（午後 時 分 再開）

○議長（河合永充君） お諮りします。

これをもちまして本日の日程はすべて議了しました。

本日は、これをもちまして散会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

本日はこれをもって散会します。

なお、明日21日から24日までを休会とし、25日は午後2時より本会議を
開会したいと思いますのでご参集のほどよろしく申し上げます。

なお、明日の21日は予算特別委員会、22日総務常任委員会、教育民生常任
委員会、25日に産業建設常任委員会を開催しますのでよろしく申し上げます。

本日はどうもご苦労さまでした。

（午後 2時27分 散会）